

埼玉県新河岸川産業廃棄物処理推進委員会技術検討委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、埼玉県新河岸川産業廃棄物処理推進委員会（以下、推進委員会という）設置要綱第8条第2項の規定に基づき、技術検討委員会の構成及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(技術検討委員会の構成)

第2条 技術検討委員会は別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員の任期は本要領の施行の日から原則として2年とし、再任は妨げない。
ただし、特別の事由がある場合は、この限りではない。
- 3 技術検討委員会には座長をおく。座長は委員の互選により選出する。
- 4 技術検討委員会には副座長をおく。副座長は委員の互選により選出する。
- 5 座長は技術検討委員会及び構成員を改廃する必要があると判断したときは、推進委員会に諮ってこれを行うことができる。

(オブザーバー)

第3条 技術検討委員会は必要に応じて委員以外の者からの意見を求めることができる。

(会議)

第4条 技術検討委員会は必要に応じて座長が招集する。

- 2 座長に事故ある時は、副座長がその職務を代理する。
- 3 会議は、公開で行うことができるものとする。ただし、一部非公開とする場合においては出席委員の3分の2以上の議決による。
- 4 会議の内容はホームページ等により公表するものとする。

(所掌業務)

第5条 技術検討委員会は、推進委員会の所掌業務を円滑に行うため、次の事項について調査検討し、その結果を推進委員会へ報告するものとする。

- (1) 新河岸川産業廃棄物の迅速かつ適切な処理・処分に関する専門・技術的事項
- (2) その他必要な事項

(庶務)

第6条 技術検討委員会の庶務は、埼玉県朝霞県土整備事務所が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付則

この要領は、平成21年 6月17日から施行する。

付則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

付則

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

付則

この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。

付則

この要領は、令和 3年 7月21日から施行する。

付則

この要領は、令和 4年 1月14日から施行する。

別表

元上智大学教授	中杉 修身 (座長)
国立環境研究所 廃棄物処理処分技術研究室室長	山田 正人 (副座長)
国立環境研究所 廃棄物・資源循環研究室室長	遠藤 和人
元日本工業大学教授	小野 雄策
岡山大学学術研究院環境生命科学学域 教授	川本 克也
早稲田大学理工学術院 教授	香村 一夫
(事務局)	
朝霞県土整備事務所、河川砂防課	